

(公文書扱)

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会事務局
生徒指導支援室長

児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について(通知)

このたび、別添(写)のとおり、平成24年3月29日付け23文科初第1707号により文部科学副大臣から通知がありました。このことについては、平成24年2月17日付け教生第222号にて既に通知していますが、今後も下記の事項に留意して、貴管内の学校(園)に対し、児童虐待に係る速やかな通告について周知徹底を図っていただきますよう御指導をお願いします。

記

- 1 児童虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じ、法の趣旨に基づく通告は、それが結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられること。
- 2 児童虐待と思われる場合は、学校だけで状況判断して対応するのではなく、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して、保護者等への対応を図ること。
- 3 学校は、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらってはならない。また、市町村の児童福祉担当部署に対し、早期に相談し、地域の幅広い関係機関とともに事例を検討することは重要な対応方策の一つであること。
- 4 児童虐待に係る通告は、保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有する行為であること。
- 5 学校は、児童虐待の事案に対し、迅速かつ組織的に対応するため、児童相談所職員を講師に迎えるなどして研修等を積極的に実施すること。

生徒指導支援室生徒指導第一係

T E L 0742-27-5435

F A X 0742-27-1021

E-mail seitoshidou@office.pref.

nara.lg.jp